

(議題) 「パートナーシップ制度」の改正について

1 パートナーシップ制度の現状

◇苫小牧市の状況

- ・ 令和5年1月4日、多様な性の在り方が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現を目指すことを目的にパートナーシップ制度を導入
- ・ 現在までに8組が宣誓

◇北海道内の状況

- ・ 本市含む28自治体が制度を導入
- ・ 宣誓者が転入出する際の宣誓手続の軽減を目的に道内の自治体間で個別に協定締結（本市は全自治体と協定締結）

◇全国の状況

- ・ 459自治体が制度を導入（令和6年6月28日時点）
- ・ 令和6年11月、大阪府が中心となって「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」が発足し、ネットワーク加入自治体間で宣誓者が転入出する際の宣誓手続を軽減（令和7年1月1日現在、25府県170市町村加入）

2 「苫小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」改正のポイント

◇「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、他の加入自治体と連携するために必要な事項を改正

- ・ ネットワーク加入自治体間で宣誓者が転入出する際、宣誓時の必要書類の一部（戸籍個人事項証明書など）を、前住所地の宣誓書受領証で代替する

通常の場合：住民票の写し、戸籍個人事項証明書または独身証明書など

加入自治体間の移動の場合：住民票の写し、前住所地の宣誓書受領証など

◇宣誓者が希望した場合、宣誓書受領証及びカードに子の氏名を記載できるよう改正

- ・ 子の氏名記載の対象となるのは、宣誓者と同居し、生計を一つにする未成年の実子または養子
- ・ 子の氏名記載により、共に暮らすパートナーも含めた関係性を説明しやすくなることが期待される
- ・ 子が記載を望まない場合、15歳以上であれば自ら削除を申し立てることができるよう整備
- ・ 宣誓済みの方々についても、希望により対応

3 今後のスケジュール

- ・ 令和7年2月 要綱改正案作成（関係自治体と協議し文言検討）
- ・ 3月 要綱改正
- ・ 4月 ネットワーク加入・子の氏名記載開始